

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

株式会社 建築士事務所 民家

平成20年9月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 株式会社 建築士事務所 民家の概要

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

I. 株式会社 建築士事務所 民家の概要

1. 申請者名称 株式会社 建築士事務所 民家
代表取締役 北山康子

2. 認定事業体 株式会社 建築士事務所 民家
(所在地) 大阪市淀川区宮原 3-3-11-202

3. 事業内容 木造住宅設計・施工、木製品販売

(認定対象業種) 建設設計・施工、木製品販売

4. 沿革・概要

(株)建築士事務所 民家(以下、「同社」という。)は、国産材木造住宅の設計・施工を行っている建設会社である。

北山社長が代表を務める「NPO 法人国産材住宅推進協会」の傘下工務店として、「国産材を使い、職人の技を生かした住まいづくり」をモットーに取り組んできており、その実績は、昭和 56 年 8 月の設立以来、近畿圏を中心に 600 棟に及ぶ。

現在、同社は高知県の取引先「森昭木材(株)」(SGEC 認定事業体)を通じて、「嶺北木材協同組合」(SGEC 認定事業体)が提案する「れいほくスケルトン」(注)を取り入れた建築に力を入れてきている。今回の SGEC 事業体認定への取組は、前述の高知県の「森昭木材(株)」等に協力して、SGEC 森林認証材住宅の普及を図るため、木造住宅建設業の立場から SGEC 認証材流通の一翼を担おうとするものである。

(注)「れいほくスケルトン」とは、高知県の「嶺北木材協同組合」が平成 19 年春に提案した耐震、耐久性に優れた国産材木造住宅の構造体。高知県嶺北地方のスギを産地でプレカット加工した構造材を使用する。

【従業員数】

7 名

【社内の建築資格所有者】

一級建築士 3 名 二級建築士 4 名

【年間受注額】

4～5 億円

【木材の年間取扱実績】 (平成 19 年 1 月～12 月)

木造住宅新築	10 棟
木造改修	12 件
木材使用量	700 m ³

5. 分別・表示管理体制

同社は木造住宅設計・施工会社であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先のプレカット工場等に発注され、プレカット加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

主要な木材の発注先である「森昭木材(株)」等は、すでに SGEC 認定事業体登録を済ませている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注・受入、保管、加工、建設工事時の各段階で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「分別・表示管理責任者」を配置し、管理体制を確立すること、「伝票など帳票類を作成・保存して適宜在庫の管理を行う」こと、「認証林産物の普及・PRに努める。」ことを定めている。

さらに、「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」により、発注から建設工事に至るまでの各段階での認証林産物の具体的な取り扱いを定め、分別・表示管理が徹底できる体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ (株)建築士事務所 民家 概要 (パンフレット)
- ・ SGEC 森林認証事業体管理体制図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・施工管理計画書
- ・ SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表 (書式)
- ・ (株) 建築士事務所 民家 HP : <http://min-ka.jp/cmp.php>
- ・ 月刊「木族」(NPO 法人国産材住宅推進協会機関誌)
- ・ 森昭木材(株)見積書

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 株式会社建築士事務所 民家の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、山下友一の2名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年6月19日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

6月27日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(株)建築士事務所民家及びモデルハウス

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

(株)建築士事務所民家 代表取締役 北山康子

工務部主任 山口寛治

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. (株)建築士事務所民家において、事業の概要、現行の建築事業における木材の流れ・管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

【審査判定】

9月19日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	山下 友一
同	認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及びSGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業者であるものと認められた。

Ⅲ. 株式会社建築士事務所民家の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、(株)建築士事務所民家は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下のとおり。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 経営の 安定性	1-1. 持続的に事業活動 を行いうる事業体 ある。	(株)建築士事務所民家(以下、「同社」という)は、昭和 56 年 8 月に設立された国産材木造住宅専門の建築会社であり、「国産材を使い、職人の技を生かした住まいづくり」をモットーに、近畿圏を中心に 600 棟に及ぶ建築実績を上げている事業体である。	妥当
	1.2. 経営指標に照らし、 財務状態が健全で ある。	決算報告書の数値により、財務状態を確認したところ、経営は安定していると判断した。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準2 認証林産物取扱の業態	2.1. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同社は、四国、関西地方を中心に「国産材を使い、職人の技を生かした住まいづくり」をモットーに取り組んでいる建築会社であり事業目的及び内容は適合している。	妥当
	2.2. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にある。	構造材の主な仕入れ先は、高知県嶺北地方のSGEC認定事業体「森昭木材（株）」等であり、今後も協力会社として取引を広げていく方針である。	妥当
	2.3. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	同社は「NPO 法人国産材住宅推進協会」を立ち上げるなど、国産材の需要拡大に熱心に取り組んできており、今回のSGEC事業体認定への取組は、前記の高知県の「森昭木材（株）」等と連携し、耐震、耐久性にも優れたSGEC認証材住宅「れいほくスケルトン」の普及を図るため、川下の木造住宅設計・建築業の立場から一翼を担おうとするものであり、利用促進、用途開発に意欲的である。	妥当
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、発注・受入、保管、加工、建設の各段階を想定した「認証林産物の生産・加工管理計画図」及び「SGEC認証材取り扱いマニュアル」を作成している。	妥当
	3.2. 分別できる製造工程である。	同社は工務店であり、主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先のプレカット工場等に発注され、プレカット加工された後、必要量が直接現場に搬入されて組み立てられる工程であり、同社「認証林産物の分別・表示管理方針書」等に基づいて管理されることで、分別可能である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.3. 認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	認証林産物の取り扱いについては、「認証林産物の分別・表示管理方針」を定めており、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が発注・受入、保管、加工、建設工事時の各段階で混在しないよう、全体を管理する「認証林産物管理責任者」、分別・表示管理を担当する「分別・表示管理責任者」を配置し、管理体制を確立する」とし、また、「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」により、発注から建設工事に至るまでの各段階での認証林産物の具体的な取り扱いを定め、分別・表示管理が徹底できる体制であることを確認した。	妥当
	3.4. 分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、自主的に内部検査を行える。	前記「認証林産物管理責任者」が、内部検査を行うこととしており、検査日時・現場担当者・検査内容・所見・検査者名を記録することとしている。	妥当
	3.5. 職域で適正な内部研修を行っている。	同社は前記のように「SGEC 認証材取り扱いマニュアル」等をテキストに、担当者の新規就労時及び配置換え時には、分別・表示に関する内部研修を行うこととし、その他の従業員、請負大工等関係協力業者に対しても、ミーティング時などに、SGEC 森林認証、分別・表示の趣旨の徹底を図ることとしている。	向上目標

基準	指標	確認事項	判定
基準3 分別・表示管理運営の体制	3.6. 伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別する。	現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。 認定後は、「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」で管理し、非認証林産物と明確に区別することとしている。	向上 目標
	3.7. 定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行う。	「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」を作成し、定期的に棚卸しを行う。また、生産地・履歴等を記録するとともに、伝票など帳票類を5年間保存し、認証林産物の流通・情報交換、開示に備えることとしている。	妥当